

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 取組方針策定の経緯

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員に比べて高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があるところであり、総務省自治行政局公務員部長通知（平成19年7月6日総行給第61号）により、技能労務職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した「取組方針」を策定する。

2 現状

(1) 職員数の状況

（平成19年4月1日現在）

| 区 分 | 職員数 | 年 齢 階 層 別 職 員 数 | | | | | | | | |
|--------------|-----|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 20歳未満 | 21～25 | 26～30 | 31～35 | 36～40 | 41～45 | 46～50 | 51～55 | 56～60 |
| 用務員（学校用務員含む） | 2 | | | | | | | 1 | | 1 |
| 自動車運転手 | 2 | | | | | 1 | | | | 1 |
| 保育所調理員 | 4 | | | | | | | 1 | 1 | 2 |
| ボイラー技術員 | 3 | | | | | 1 | | | | 2 |
| 林業技能員 | 1 | | | | | | | | 1 | |
| 看護補助員 | 1 | | | | | | | | 1 | |
| 学校給食調理員 | 0 | | | | | | | | | |
| 計 | 13 | | | | | 2 | | 2 | 3 | 6 |

(2) 給料等の状況

給料表

行政職と同様に行政職給料表（国家公務員の行政職俸給表（一）に同じ）を適用している。

各種手当

行政職に同じ（別に公表している、人事行政の運営状況及び給与・定員管理等についてを参照）
技能労務職のみに適用している手当はなし。

昇給・昇格

毎年1月1日を基準に前1年間の勤務成績に応じて、4号俸（55歳以上の者は2号俸）を標準として昇給。また、経験年数等に応じた昇格基準を設けている。

平均給料月額等

（平成19年4月1日現在）

| 区 分 | 公 務 員 | | | | | 民 間 | | | 参 考 A / B |
|-------|-------|-------|---------|-----------|--------------|-------------|------|-----------|--------------|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額(A) | 平均給与月額(国ベース) | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額(B) | |
| 松 前 町 | 歳 | 人 | 円 | 円 | 円 | | 歳 | 円 | |
| うち用務員 | 53.0 | 13 | 343,468 | 358,734 | 357,301 | - | - | - | - |
| うち運転手 | 53.8 | 2 | 355,410 | 370,600 | 372,446 | 用務員 | 53.9 | 227,200 | 1.6 |
| うちその他 | 49.0 | 2 | 312,683 | 356,409 | 351,646 | 自家用自動車運転手 | 50.4 | 257,500 | 1.4 |
| うちその他 | 53.7 | 9 | 347,655 | 356,647 | 356,911 | - | - | - | - |
| 北 海 道 | 46.3 | 1,799 | 307,413 | 349,077 | 343,944 | - | - | - | - |
| 国 | 48.8 | 5,193 | 287,094 | - | 320,514 | - | - | - | - |
| 類似団体 | 48.9 | 13 | 275,812 | 293,286 | 286,196 | - | - | - | - |

| 区 分 | 参 考 | | |
|-------|---------------|-----------|-------|
| | 年収ベース（試算値）の比較 | | |
| | 公務員 (C) | 民間 (D) | A / B |
| 松 前 町 | 円 | 円 | |
| うち用務員 | - | - | - |
| うち運転手 | 6,158,900 | 3,284,300 | 1.9 |
| うちその他 | 5,813,900 | 3,386,400 | 1.7 |
| うちその他 | 5,920,964 | - | - |

- (注) 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

現在までの取組状況

給料については、平成18年度より給料構造の見直しにより、給料水準を平均4.8%引き下げた。業務の見直し等については、次のとおり。

| 区 分 | 業 務 の 見 直 し 内 容 等 |
|---------------|--------------------------|
| 用務員(学校用務員含む) | 退職者不補充(S60年度～)、非常勤職員等で対応 |
| 自 動 車 運 転 手 | 一部民間委託(スクールバス H7年度～) |
| | 一部民間委託(保育所バス H12年度～) |
| | 退職者不補充(S61年度～) |
| 保 育 所 調 理 員 | 退職者不補充(H10年度～) |
| ボ イ ラ ー 技 術 員 | |
| 林 業 技 能 員 | |
| 看 護 補 助 員 | |
| 学 校 給 食 調 理 員 | 調理業務の民間委託(H18年度～) |

3 基本的な考え方

平成12年の地方分権一括法の施行以来、各自治体では、自らの判断と責任の下、自主的・主体的な行財政運営が求められ、また、現在の厳しい行財政環境の下、分権型社会及び高度化・多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、最小の経費で最大の効果を発揮するという基本原則に則り、財政の健全化を推進するとともに、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、職員の適正管理・配置に努め、一方、「民間にできることは民間に」という時代の流れを的確に捉え、業務の民間委託・移譲、指定管理者制度の導入を進めています。

松前町定員適正化計画に基づき、技能労務職員については退職者不補充とし、業務内容の見直し、撤廃、臨時職員等の雇用で対応していきます。

4 具体的な取組内容

(1) 給料表

現行同様に行政職給料表(国家公務員の行政職俸給表(一)に同じ)を適用する。

(2) 各種手当及び昇給・昇格

現行どおりとする。

(3) 職種毎の取組内容

| 区 分 | 業 務 の 見 直 し 内 容 等 |
|---------------|-------------------------------------|
| 用務員(学校用務員含む) | 退職者不補充(非常勤職員等で対応) |
| 自 動 車 運 転 手 | 現行の一部民間委託を継続(スクールバス・保育所バス) |
| | 退職者不補充(一部民間委託・非常勤職員等で対応) |
| | 任用替え(H23年度 事務職兼務) |
| 保 育 所 調 理 員 | 退職者不補充(非常勤職員等で対応) |
| ボ イ ラ ー 技 術 員 | 全廃・職種転換(H22年度)、H21に無資格での運転可能なボイラー整備 |
| 林 業 技 能 員 | 退職者不補充(H23年度)非常勤職員等で対応 |
| 看 護 補 助 員 | 全廃・退職者不補充(H23年度) |
| 学 校 給 食 調 理 員 | 現行の調理業務の民間委託を継続 |

単純労務以外の事務を行っている職種もあるので、一般事務職への任用替えを行う。

(4) 年度別職員数の推移

| 区 分 | 当該年度 初日職員数 | 増 減 | | 当該年度末 職員数 | 増 減 内 訳 |
|----------|---------------|-------|------|--------------|--|
| | | 定年退職者 | 任用替え | | |
| 平成 19 年度 | 13 | | | 13 | |
| 平成 20 年度 | 13 | 1 | | 12 | 運転手 1 |
| 平成 21 年度 | 12 | 5 | 1 | 6 | 用務員 1、保育所調理員 2、 ボイラー技術員 3(うち1名任用替え) |
| 平成 22 年度 | 6 | | | 6 | |
| 平成 23 年度 | 6 | 2 | 1 | 3 | 運転手 1(任用替え) 林業技能員 1、看護補助員 1 |
| 平成 24 年度 | 3 | | | 3 | |
| 平成 25 年度 | 3 | | | 3 | |
| 平成 26 年度 | 3 | 1 | | 2 | 保育所調理員 1 |
| 平成 27 年度 | 2 | | | 2 | |
| 平成 28 年度 | 2 | 1 | | 1 | 用務員 1 |
| 平成 29 年度 | 1 | 1 | | 0 | 保育所調理員 1 |